

事務連絡  
平成23年3月25日

関係者各位

静岡市長 小嶋善吉  
(都市局建築部建築指導課)

日頃は、市政及び建築行政に、ご協力いただきありがとうございます。

静岡市議会2月定例会に上程していました「静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部改正について、平成23年3月22日に議決、同日付けで公布され、平成23年4月1日より施行することとなりましたので、お知らせいたします。

また、貴団体に所属する会員の皆様にもご案内していただきたくお願いいたします。

記

- 1 条例名称 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 2 施行日 平成23年4月1日  
ただし、改正条例の第10条第2項及び別表第2の改正規定(2船越地区北矢部地区整備計画区域の表に係る部分に限る。)については、公布日(平成23年3月22日)から施行
- 3 改正理由 西千代田町地区計画及び松富上組地区計画の都市計画決定(平成22年12月告示)に伴い、当該地区整備計画の一部を建築条例化することにより、良好な住環境の維持保全を効果的かつ円滑に行うため
- 4 改正内容 西千代田町地区及び松富上組地区の地区整備計画区域を追加し、当該区域内の建築制限を規定した。  
建築物の高さに関する規定を調整した。
- 5 改正条例 別添のとおり
- 6 その他 平成23年度は、(仮称)柳町・若松町地区計画の都市計画決定に伴う建築条例の改正を予定しています

問合せ先

静岡市 都市局 建築部 建築指導課 指導担当

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

Tel: 054-221-1267 Fax: 054-221-1135

23.3.28

静岡市建築部  
建築指導課